

# 障害のある方の 「もしもの時」の 予防プラン



「親なきあと」も安心して地域で生活できるように  
本人・家族・支援者が緊急事態を想定し、事前に対応する  
方法を示すもの。それが予防プランです。



生活の中で緊急事態が起きた時を、事前を考え、みんなで共有することに  
意味があります。予防プランの作成にあたって担当相談支援専門員が、本人や家族から緊急  
時をどのように過ごしたいか等を事前に確認します。必要な障害福祉サービスや、本人が安心で  
きる対応方法等を計画様式に記載し、事前に関係機関を含めて共通しておくことをポイントにし  
ています。



家以外で、生活をしたことない  
から、グループホームやアパ  
ートとかを見学しておこうか？

生まれ育ったこの地域で、みんなで  
助け合って生活をしていってほしい。  
そのために、何が必要かな？



わが子が1人で困った  
時、誰に相談する？



買い物とか、掃除、お金の  
事どうしようか？



## 予防プランは作成したほうがよいの？

「親なきあと」に「どんな準備をしておくかと安心かな？」という事を、前もって考えておくことが大事です。担当相談支援専門員等と共に考えて、予防プランを作っておくと、緊急時でも、地域みんなでご本人さんの暮らしをサポートできるようになります。そのために事前の作成をお勧めしております。



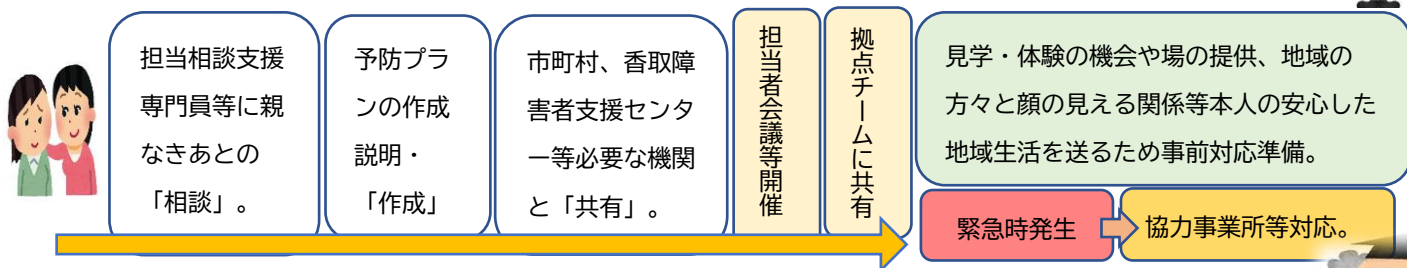
## 事前に考えておくことのメリットは？

本人、家族が困った時(緊急時)でも、「誰が」「どのように関わり」「どのような支援を行う」か等、予防プランがあれば地域みんなで関わり、その困り感、急な対応の必要性が発生した時に、スムーズに対応できます。



## 予防プランを作成した後はどうなるの？

受給者証上に「予防プランあり」という言葉が追記されます。緊急時の際にも必要なサービス量を円滑に利用でき、地域全体でご本人さんをサポートする印になります。また下図のように、事前に施設、グループホーム、アパートなど社会資源等の見学会や体験利用等を進めます。緊急時が発生しても、「全く知らない人や環境の場で過ごす」等の抵抗をなくすることができます。



## フローチャートを参照し予防プラン作成を検討してみましょう！

「緊急時」とは、①から③を定義とし、居宅で生活することが困難な場合に支援が当日または翌日に必要な時の事を考えます。

- ①介護者が疾病・事故等に遭い、本人だけでは在宅生活を送ることができない方。
- ②ライフラインの故障・破損が生じ、生活に支障が起きている。
- ①・②以外で、(本人の障害に起因することで)介護者や親族が本人と関われない状況になった時をいいます。

緊急時を想定した時に、どうやって対応できるか。☑を入れて確認してみましょう。

### 緊急時が起きた時

Q1 ご本人の力で過ごせますか？

過ごせません

過ごせます

Q2 家族、親戚等の力で過ごせますか？

過ごせません

過ごせます

Q3 計画相談支援(サービス)の力で過ごせますか？

過ごせません

過ごせます

**予防プランの作成をお勧めいたします。**

担当相談支援専門員、援護市町村、香取障害者支援センターにご相談ください。

予防プランの作成は・・・  
まだ先でも大丈夫！！  
でも希望があれば相談ください！

☆担当相談支援専門員等は、計画作成やモニタリング時等を活用し、ご本人、ご家族様から「親なきあと」の希望や不安等を確認しましょう。ご本人、ご家族様から希望があれば、予防プランの作成を進めましょう。